



Building a better
working world

2019年10月

税務アドバイザリーサービス

タックス・ アップデート



2019年10月のタックス・アップデートの概要は以下のとおりです。

- ▶ 租税条約の適用における、機械設備の取扱いについて
- ▶ 支店形態の変更の際における繰越欠損金の取扱いについて
- ▶ 駐在員の航空運賃に対する個人所得税の取扱いについて
- ▶ ベトナムで外国税額控除を申請する条件について

オフィシャルレター3402/TCT-HTQT（2019年8月27日付税務総局（GDT）発行、以下「OL3402」）：租税条約軽減申請を行う際の不動産に関する規定について。

財務省が発行した通達 205/2013/TT-BTC に基づくと、不動産とは民法および不動産取引法において定義されているものである。そして、民法においては、不動産を「土地、土地に取り付けられた家・建造物・他の資産及び法律に定めた他の資産」と定義している。不動産取引法においても、同様の定義である。

ここで、上述の規定においては、工場の機械設備が不動産に該当するかどうかについて、明確に規定をしていない。

OL3402において、GDTはハノイ税務署に対し、ある醸造会社のキャピタルゲインタックスについてのベトナム・シンガポール間の租税条約軽減申請に関する回答をしており、そこで機械設備の取扱いについて明確に記述している。

「機械設備が長期間にわたり継続して工場に取り付けられており、生産活動を形成している場合、これらの機械設備は不動産と見なされる」。

多くの条約において、ベトナムで不動産譲渡または不動産から（直接的または間接的に）価値が得られる会社の株式譲渡から生じる利益に対して課税する事が規定されている。当該見解によると機械設備も不動産として課税の対象として扱われる事になるため、納税者にとっては好ましくない内容である。

この見解は、税務当局が租税条約申請に対する取扱いを厳格化している事を示唆している。

租税条約軽減申請を行っていたり、又はこれから申請を行う予定の企業に対しては、適用可否の条件を慎重に確認することが推奨される。

オフィシャルレター11243/BTC-TCT (2019年9月24日付財務省発行、以下「OL11243」) : 支店ライセンスを変更する場合の繰越欠損金の取扱いについて。

政令 218/2013/ND-CP 条 20 条第 3 項 :

「3. 企業形態の転換、所有権の変更、分離、合併、合併または統合の設立企業または投資プロジェクトがある企業は、法人税 (CIT) (もしあれば罰金を含む) を支払う義務があり、法律で規定されている必要条件を満たす場合、組織再編の前に享受している CIT インセンティブ (繰越欠損金を含む) を引き続き受けられる。」

OL 11243 は、欠損金の繰越は上述の企業形態の変更においてのみ適用できるという記載を参考している。そのため、支店の形態の変更 (例えば、独立支店から従属支店に変更する場合等) が発生した場合、変更後も欠損金を引き継げるといった明確な規定が存在していない。一方で、逆に変更後の支店が変更前の形態の際に発生した欠損金を引き継げないといった明確な結論も出してはいない。

現状では支店の形態変更時において CIT インセンティブを引き継げるかどうかについては、法人税法の規定においてサイレントであり、不明の状況である。

オフィシャルレター8806/CT-TTHT (2019年8月20日付ホーチミン税務署発行) における駐在員の航空運賃に対する個人所得税の取り扱い。

- ▶ 赴任開始時における母国からベトナムへの航空運賃は、一度きりの赴任手当金の一部と見做され、非課税となる。
- ▶ 赴任期間の終了に伴う、帰任時のベトナムから母国への航空運賃は課税対象となる。

オフィシャルレター8913/CT-TTHT (2019年8月20日付ホーチミン税務署発行) におけるベトナム外国税額控除について。

ベトナムに帰属するものと、海外の国に帰属するものの2つの収入を得ている税務上の居住者は、税務当局に対して海外における収入についても申告する必要がある。

確定申告の際に、海外で支払った税額を外国税額控除によりベトナムにおける未払税金の総額から差し引くことができる。差し引く金額は、ベトナムの税制に基づき計算された未払税金の金額を超えてはならない。

一方で、ベトナムに関連する収入を1つ持つておらず、その支払いをベトナムと海外で分割して得ている居住者は、海外で支払われた税額をベトナムの未払税金の税額から差し引くことはできない。

Our contact

Ha Noi Office

Huong Vu Partner
huong.vu@vn.ey.com

Japanese Business Services

Junichi Harada Director
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Services

Kyung Hoon Han Director
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Robert King Partner
robert.m.king@vn.ey.com

Japanese Business Services

Takahisa Onose Partner
takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services

Cheon Ju Lee Director
cheon.ju.lee@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2019 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.
All Rights Reserved.

APAC No.
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com